

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 (☐ 別途協議)
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30～17:00) 施工方法 ()
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ()
	☐ 余裕期間設定工事	☐ 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 ☐ 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。
用 地 関 係	☐ その他 ()	☐ その他 ()
	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. 月頃 ☐ No. 年 月頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 事業ヤードからの運搬距離 (L = km)	☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 ()
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目 (☒ 騒音 ☒ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 施工時期	☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 施工時期 ()
	☐ 調査項目	☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 調査方法	☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 漁業関係による調整	☐ 工事の施工に関して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 ☐ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市
令和8年7月

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 交通誘導警備員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☒ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 17 人 B： 34 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等 (配置人員、期間等) を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) ☐ 交通誘導警備員の配置時間 () ☐ 交通誘導警備員の配置期間 () ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・ 近接公共施設 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ・ 近接施設 (☐ 擁壁 ()) ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 ()) ・ 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・ 制限を受ける工種 () ・ 制限内容 ()
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 現場での安全確保 (自主施工の原則)	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 ☐ その他 ()
工事用道路関係	☐ 一般道路 (搬入路) の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 用地及び構造 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 安全施設 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

龜山市
令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ 別途協議） ☐ 転用あり（ ☐ 回） ☐ 兼用あり（ ☐ ） ☐ その他（ ☐ ）
	☐ 水替工（縮切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ☐ ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ☐ ）
	☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ☐ ）	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 施工方法（ ☐ ） ☐ その他（ ☐ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ ☐ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 建設発生土受入地未定
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離L＝ ☐ km、 ☐ その他（ ☐ ） ☒ 産業廃棄物の種類（ ☒ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☒ 汚泥 ☐ 別添図書 ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（As殻） ☒ 最終処分場（汚泥） ☐ 別添図書 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ☐ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ☐ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」することには、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他（ ☐ ）	☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☐ その他（ ☐ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	☒ 適用条件	☒ 情報共有（ ☐ 電子メール（①を適用） ☐ A S P（②を適用） ☒ 電子メール又は受注者希望によりA S P（①または②を適用）） ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ ダンブラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 週休2日制工事に係る試行要領（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（土木工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（土木工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（港湾工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（港湾工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（農業農村整備工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（森林整備保全工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（森林整備保全工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事編）」 令和8年7月を適用 ☐ 「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事）」 令和8年7月を適用 週休2日制工事に関する経費補正 ☒ 経費補正なし（週休2日の達成状況に応じた経費補正は行わない。） ☐ 経費補正あり（週休2日の達成状況に応じて経費補正を行う。） ☐ 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用 ※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） （ ・工事資料 ） ☐ 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） （ ・工事資料 ） ☐ 「I C T活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・I C T建設機械の施工 □ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ □ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ ☐ 「I C T活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（土工（小規模・導入型））特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（作業土工（床掘工））特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・適用区分 □ 平均施工幅 2 m以上 □ 平均施工幅 1 m以上 2 m未満 □ 平均施工幅 1 m未満 ☐ 「I C T活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者指定型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（修繕工）特記仕様書【施工者希望型】」 令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
適用条件	☒ 適用条件	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

亀山市
令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	☒ 適用条件	☐ 「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事特記仕様書」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「建設現場における遠隔現場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事 ☐ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型 ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書（県土整備部災害復旧工事）【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【発注者指定型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ） ☐ 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	☐ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) ☐ 重点監督	
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件 工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件 工事成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。 ☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外
電子納品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☐ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 8 年 7 月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定 ） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税用当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市
令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
下請関係 下請企業 次数制限	☒	下請企業の次数制限 □ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	☐	県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用 □ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	☐	建設資材の県内産製品優先使用 □ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 □ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	☐	県産木材の利用を指定する工種あり （工種：□ 工事案内看板（標示板）□ 仮設防護柵工 □ 公園施設工（ ）□ 植栽支柱工 □ 木製ガードレール □ バリケード □ 土留工 □ 階段工 □ 残存型柵工 □ 木製デリネーター □ 木柵・丸太柵工 □ 木筋・丸太筋工 □ 転落防止工 □ 水制工 □ 手すり □ マルチング □ 伏工（丸太伏工）□ 護岸工 □ 木橋、木道 □ 木製案内誘導看板等 □ 立入防止柵（仮設工）□ 根固工（木工沈床工）□ 丸太杭工 □ 治山ダム工 □ その他（ ） □ 木製型枠（ □ 場所打擁壁工 □ コンクリート堰堤工 □ 橋台工 □ 橋脚工 □ 張りコンクリート工 □ その他（ ）） 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）、バリケード及び木製型枠については、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 □ 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・ 受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・ 受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・ 受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 □ 加圧注入による防蝕・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 □ 加圧注入による防蝕・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 □ 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒	不当介入を受けた場合の措置 □ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと
不当要求等 を受けた場合の 措置	☒	不当要求等を受けた場合の措置 □ 亀山市は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から【※役職名記入】（不当要求等防止責任者）に報告様式「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、【※役職名記入】（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	☐	工事実態調査 □ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☒	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) □ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてばならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監理技術者等の兼務	☐ 監理技術者等の兼務	☐ 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受けける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	☐ 時間外労働の上限規制の適用	☐ 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	☐ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工 事 特 記 仕 様 書

- ・ 1日の作業終了は、路上路盤再生工まで仕上げる事。
- ・ 路上路盤再生工法については、受注者は品質及び出来形の管理方法について、施工計画書等により発注者の承諾を得ること。
- ・ 改良材は、セメント系固化材（ユースタビラー60）を標準とし、粉塵抑制タイプを使用すること。（令和7年度同箇所での使用材料であることから改良土の六価クロム溶出試験は必須としない。）
- ・ 基層開放をする際は共通仕様書に基づきすりつけを行うこと。
- ・ 舗装設計施工指針により、セメント混合用アスファルト乳剤の規格は下表のとおりとする。

項目	基準値
エングレー度 (25℃)	2～30
ふるい残留分(1.18mm)%	0.3 以下
セメント混合性 %	1 以下
蒸留残留分 %	57 以上
蒸留残留物 針入度(25℃)	60～300
蒸留残留物 トルエン可溶分 %	97 以上
貯蔵安定度(24 時間) %	1 以下

- ・ 本工事は受注者の希望により、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の活用対象工事である。
 1. 活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(最新版)に基づき実施すること。
なお、ガイドラインの最新版については、監督員と協議するものとする。
 2. 受注者は、本工事で使用する ASP の選定にあたっては、選定前までに監督員の承諾を得なければならない。
使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件
- 令和 4 年 3 月版(Rev5.4)(国土技術政策総合研究所)

3. 監督員及び受注者が使用する ASP のサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①ASP に関する障害を適正に処理、解決できる体制。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上 ASP の利用を停止することができる事項
 - ④サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項
5. 受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならぬ。
6. ASP を利用する監督員等及び受注者の費用は、共通仮設費の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。
7. ASP の決裁承認後、対象資料を印刷して監督員へ提出すること。

「亀山市土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）経費補正なし」

特記仕様書

1 土日完全週休 2 日制の定義

- (1) 土日完全週休 2 日制工事（以下「週休 2 日」という。） 対象期間において、現場閉所を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。
 - (2) 対象期間 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3 日間）、年末年始休暇（6 日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った作業日を除く。）をいう。
 - (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
 - (4) 通期の週休 2 日 対象期間全体での現場閉所の達成状況が 4 週 8 休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。
- 2 受注者は、工事着手前に、「土日完全週休 2 日制工事確認表」を作成し、発注者に提出すること。
 - 3 受注者は対象期間中、毎月、上記で作成した週休 2 日制工事確認表に現場閉所の実績を追記し、発注者に提出すること。
 - 4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、第 2 項の週休 2 日制工事確認表を提出し、監督員と協議のうえ、工事請負契約条項第 22 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
 - 5 受注者は下請業者に対し、土日完全週休 2 日制工事の取組みにあたり必要な事項について協力すること。
 - 6 週休 2 日に関する経費補正は行わないものとする。
 - 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

- 8 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所及び通期の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費＋受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3－1、3－2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （1） 解体工事に要する費用
- （2） 再資源化等に要する費用
- （3） 分別解体の方法
- （4） 再資源化等をする施設の名称及び所在地